

足寄町木質ペレット燃焼機器導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備等により発生する間伐材や林地残材等の木質バイオマス資源の利活用を推進するため、木質ペレット燃焼機器（以下「燃焼機器」という。）の普及促進を目的とするとともに、補助金の交付の申請、決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる燃焼機器は、次の要件に該当するものであること。

- (1) 足寄町内に住所を有し、自ら居住する足寄町内の住宅等に設置するものであること。
- (2) 未使用のものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、燃焼機器本体の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、燃焼機器1台につき、補助対象経費の2分の1の額とし、その上限は20万円とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、足寄町補助金等交付規則（昭和49年規則第4号。以下「補助金規則」という。）に定める別記第1号様式により申請するものとする。

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 町が発行する納税証明書
- (3) 住民票の写し

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金規則に定める別記第4号様式その1により通知する。

(補助事業の実績報告書)

第7条 前条の補助金交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を完了したときは、補助金規則に定める別記第6号様式に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 燃焼機器の設置及び導入状況を示す写真
- (2) 燃焼機器の価格、仕様等が確認できる書類の写し（領収書等）

(補助金の確定通知等)

第8条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その燃焼機器設置及び導入状況の検査及び書類審査を行い、補助の対象に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金規則に定める別記第7号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった燃焼機器を法定耐用年数を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供し(以下「処分」という。)てはならない。ただし、やむを得ない事情等によりあらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。

3 本補助制度により取得した燃焼機器は、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用と啓発を図らなければならない。

(補助金の決定の取消等)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 前条の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金交付の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(定期報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、燃焼機器の設置及び導入後2年間、別記第1号様式により、町長に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

ペレット燃焼機器利用状況調査報告書

（平成 年度利用状況分調査報告）

- ・ 提出期限：導入日より翌年3月31日分として5月31日までに提出
- ・ 2年次提出期限：年度分として翌年5月31日までに提出

平成 年 月 日

設置者氏名	
設置市町村名	
ペレット燃焼装置 設置年月日	

1 ペレット消費量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ペレット 消費量 (kg)												

※ 月ごとのペレット消費量を記載してください。

2 燃焼装置運転時間（1日平均）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼装置 運転時間 (時間)												

※ 月ごとの1日平均の燃焼装置運転（燃焼）時間を記載してください。

3 ペレット購入価格、購入先

ペレット価格 (円/kg)	配送方法	運送料 (円)	購入先販売店名、 所在市町村
	1 販売店の配達 2 自力で運搬 3 その他		

※ 1kg当たりの購入価格（消費税を含む価格）を記載してください。（例：26円/kg）

※ 運送料がペレット価格に含まれており明細が不明な場合は、運送料の欄に「送料込み」と記載してください。

4 灰の処理

灰の処理頻度	灰の処理方法

※ 冬期間における灰の処理頻度を記載してください。（例：1週間に1回、5日に1回）

※ 処理方法を具体的に記載してください。（例：庭にまく、家庭ゴミとして排出）

5 灯油の消費量 該当番号を○で囲んでください。

ペレットストーブの設置により、年間の灯油消費量は減りましたか？

1	減った (減少した年間灯油消費量： ℓ/年)
2	増えた
3	変わらない

6 燃料費について 該当番号を○で囲んでください。

ペレットストーブの設置により、年間の暖房用燃料費はどのように変化しましたか？

1	減少した
2	増加した
3	変わらない

7 ペレットストーブ本体の価格について 該当番号を○で囲んでください。

購入したペレットストーブの価格の感想を記載してください。

1	高い
2	安い
3	妥当である

8 ペレットの価格について 該当番号を○で囲んでください。

1	高い
2	安い
3	妥当である

9 設置した感想について 該当番号を○で囲んでください。

1	設置したことに満足している
2	設置したことにどちらかといえば満足している
3	設置したことにどちらかといえば後悔している
4	設置したことに後悔している

10 使い勝手について 該当番号を○で囲んでください。

1	使いやすい
2	使いづらい主な理由

11 暖房効果について 該当番号を○で囲んでください。

1	灯油ストーブより暖かい
2	灯油ストーブと同じくらいである
3	灯油ストーブより寒い

12 ペレットストーブが普及するために必要だと思うことを記入ください。(複数回答可)

1	ストーブ本体価格の低下 (価格の目安: 円)
2	ストーブの使い勝手の向上
3	ストーブの火力の向上
4	ペレット価格の低下 (価格の目安: 円/kg)
5	ペレットの宅配体制の整備
6	ペレットの保管場所の確保
7	灰の処理の簡素化
8	その他

13 ペレットストーブを使用した感想、使用して気づいたことなどを記入してください。

--